

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年（２０２５年）６月１６日

下関市役所豊北総合支所長 熊 井 一 雄

- １ 業務名 農道農免滝部線維持管理業務
- ２ 業務場所 下関市豊北町大字神田上～栗野地内
- ３ 業務内容 仕様書（別紙１）のとおり
- ４ 委託期間 契約締結日の翌日から令和７年８月２９日まで
- ５ 入札参加条件

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- （３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿において「建物等保守管理」の「道路・公園・森林等の清掃・管理」に登録されており、所在地区区分が「市内」、「準市内１」、「準市内２」のいずれかであること。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

(6) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市役所豊北総合支所建設農林水産課

(所在地) 下関市豊北町大字滝部 3 1 4 0 番地 1

(電話) 0 8 3 - 7 8 2 - 1 9 1 0

(FAX) 0 8 3 - 7 8 2 - 0 1 9 3

(2) 日時 令和 7 年 6 月 1 6 日 (月) 9 時から

令和 7 年 6 月 2 7 日 (金) 1 7 時まで

7 入札参加申請方法

「入札参加資格確認申請書 (別紙 2)」を下関市役所豊北総合支所建設農林水産課に持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。

8 入札参加申請書提出期限

令和 7 年 6 月 2 4 日 (火) 1 7 時までとする。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書 (別紙 3)」により、令和 7 年 6 月 2 5 日 (水) 1 7 時までに通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

10 質問の方法

(1) 本入札に関する質問は、ファクシミリによること。

(2) 質問の期限は、令和 7 年 6 月 2 6 日 (木) 1 5 時までとする。

(3) 質問の回答は、速やかに質問者のみにファクシミリにより回答する。

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) 1 0 時 0 0 分

(2) 入札場所 下関市役所豊北総合支所 1 階会議室

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 3 入札方法

- (1) 持参によること。郵便による入札は認めない。
- (2) 入札において使用する入札書は、別添様式（別紙 4）を使用すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状（別紙 5）を入札時までに提出すること。

1 4 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市役所豊北総合支所建設農林水産課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないものの。
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - エ 無権代理人又は 1 人で 2 人以上の代理をした者がしたもの。
 - オ 同一人が同一事項に対して 2 通以上したもの。
 - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
 - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (9) 入札参加申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

1 5 問い合わせ先

〒759－5592

下関市豊北町大字滝部3140番地1

下関市役所豊北総合支所建設農林水産課 担当 村田

電話 083－782－1910

FAX 083－782－0193